

現 行

いとまがないメール

- 1) 理事者協議等により方針決定（担当部）
- 2) 担当部→総務部長、総合政策部長へ事前説明
- 3) 担当課で部長決裁（総合政策部合議）
- 4) 企画調整課よりメール配信
（部長級・副部長級職員全員、秘書課長、
広報課長宛）

見直し後

定例の部長会議に付議することができない場合

→やむを得ない事情により、予め設定された庁議日程に付議できないが、議会等へ報告が必要なもの

- 1) 理事者協議等により方針決定（担当部）
- 2) 担当部→総務部長、総合政策部長へ事前説明
- 3) 担当課で部長決裁（総合政策部合議）
- 4) **担当部長より、ロゴチャット（※）にて配信**

（資料はpdfで）

（※）部長級・副部長級職員全員、秘書課長、広報課長、
企画調整課を含むトークルームを予め企画調整課で作成

事故等による突発的に発生した場合

→事件、事故等、一刻も早く議会等へ報告が必要なもの

- 1) 理事者協議等により方針決定（担当部）
- 2) 担当課で部長決裁
- 3) **担当部長より、ロゴチャット（※）にて配信**

（資料はpdfで）